

平成 2 2 年 6 月 3 0 日 裁 決

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、広汎性発達障害（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 この裁定請求に対し、社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「初診日である平成〇年〇月〇日の前日において、国民年金法第 3 0 条第 1 項に規定する納付要件を満たしていないため。なお、「広汎性発達障害」は現在、認定対象外傷病となっております。」という理由により、障害基礎年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その趣旨・理由は、再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」欄の記載をそのまま掲記すると、次のとおりである。

「略」

### 第3 問題点

- 1 20歳到達日以後に、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）のある傷病による障害について、障害基礎年金を受給するためには、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていることを必要とするとされているが（国民年金法（以下「法」という。）第30条第1項、及び、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第20条参照。以下、この要件を「納付要件」という。）、初診日において20歳未満であった者の場合に限り、この要件が必要とされないことになっている（法第30条の4）。
- 2 本件の場合、保険者は、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）を平成〇年〇月〇日（これは、請求人が20歳に達した後である。）と認定したのに対し、請求人は、第2の3に記載したように、当該傷病は生来性のものであるので、本件初診日は20歳前にあることとすべきであると主張し、これを前提とする障害基礎年金を求めていると解されるので、本件の問題点は、まずは、本件初診日はいつかであり、それが20歳に達した後である場合、その初診日の前日において、前記の法律の規定に照らして、請求人が納付要件を満たしていないと認められるかどうかである。

### 第4 当審査会の判断

- 1 本件初診日について判断する。

- (1) 初診日に関する証明資料は、法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接それに関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。
- (2) 本件についてこれをみると、本件で本件初診日に関する客観的資料として提出されているのは、① a 病院A医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書、② b 病院B医師作成の受診状況等証明書であり、これらにおいて他に存しないところ、①には、傷病名として当該傷病名が掲げられ、傷病の発病年月日「昭和〇年〇月〇日（生来性）（本人の申立て）」、そのため初めて医師の診療を受けた日として「平成〇年〇月〇日（診療録で確認）」とされ、②は、傷病名として「自律神経失調症・不眠症」を掲げ、発病年月日「不明」、傷病の原因又は誘因「不詳」、発病から初診までの経過「かなり以前から何かあるとイライラしたり意欲低下、身体の不特定愁訴があった。平成〇年〇月にも体調悪く、受診」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰「転医」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要「薬物療法である程度改善したが、症状に波があった。平成〇年〇月希望で〇〇科に紹介した」と記載され、「上記の記載は、当時の診療録により記載したものです。」としている。

これらの事実によれば、請求人が当該傷病について初めて医師の診療を受けたのは、平成〇年〇月〇日とするほかなく、同日をもって本件初診日と認定するのが相当である。

請求人は、第2の3に記載したように、当該傷病は生来性の障害であるから、請求人の場合も、20歳前に実際の受診がなくても、20歳前に初診日があったものとして扱われるべきである旨主張するが、

現在の医学上の一般的知見としては、本件を含め「広汎性発達障害」と診断される症例は、先天性の障害とされ、障害基礎年金等の障害を支給事由とする年金給付に係る初診日の取扱いにおいて、20歳前に初診日があったものとされている知的障害（精神遅滞）の場合とは異なり、幼少時から明らかな臨床症状を発現することはまれであり、多くの症例では20歳前後の時期にその症状が発現し、顕著になるとされている。このような点にかんがみると、当該傷病が医学的に先天的要因によるものとされている面があるにしても、上記の初診日に関して、これを知的障害（精神遅滞）と全く同列に扱うのは、必ずしも相当とはいえず、当該傷病については、具体的な臨床症状あるいは自覚症状が発現し、それが日常生活や社会生活を営む上で障害となり、そのために医師あるいは医療機関を受診した時点をもって、それに係る初診日とするのを相当とするというべきである。請求人の主張は採用することができない。

## 2 その余の点について判断する。

請求人に係る国年資格記録Ⅰ（共通）及び同Ⅱ（共通）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に20歳に達し、同日付で国民年金の被保険者となり、本件初診日である平成〇年〇月〇日の属する月の前々月（平成〇年〇月）までの被保険者期間は〇月であるところ、当該被保険者期間はすべて保険料未納期間と認められる。

そうすると、請求人は、前記第3の1記載の納付要件のいずれをも満たしていないというほかはないから、それを理由として請求人に障害基礎年金を支給することができないとした原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。